

メリット制適用団体名
福山市

貴団体における定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ又は引き下げられた定款別表第二下欄に掲げる割合(R7年度)

職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合 (x) × (y)
義務教育学校職員	
義務教育学校職員以外の教育職員	千分 の 0.856
警察職員	
消防職員	
電気・ガス・水道事業職員	千分 の 1.98
清掃事業職員	千分 の 4.18
その他の職員	千分 の 1.08

貴団体の定款第十七条の二第三項の収支率及び業務規程別表第一の率(R7年度)

職 員 の 区 分	収支率 (a)	基準値 (b)	収支率－基準値 (a)-(b)	業務規程別表 第一の率 (x)
義務教育学校職員				
義務教育学校職員以外の教育職員	0.19	0.53	-0.34	80/100
警察職員				
消防職員				
電気・ガス・水道事業職員	8.46	0.20	8.26	120/100
清掃事業職員	0.15	0.19	-0.04	—
その他の職員	0.35	0.37	-0.02	—

(参考)

定款別表第二下欄に掲げる割合

職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合 (y)
義務教育学校職員	千分 の 1
義務教育学校職員以外の教育職員	千分 の 1.07
警察職員	千分 の 3.39
消防職員	千分 の 2.45
電気・ガス・水道事業職員	千分 の 1.65
清掃事業職員	千分 の 4.18
その他の職員	千分 の 1.08